

仙台市のパートナーシップ制度導入表明にあたって

仙台市長は 9 月 19 日の市議会本会議質疑で、来年度中のパートナーシップ制度導入を表明しました。にじいる CANVAS はじめ性的マイノリティ市民は長年にわたり制度導入を求め、市議会に働きかけていました。制度の導入表明を歓迎するとともに、制度設計にあたっては以下のように留意するよう求めたいと考えます。

- 1, パートナーシップ・ファミリーシップ制度として適用対象をカップルだけでなくその子にも広げたものとする。
- 2, 要綱のみのシンプルな設計にする。条例を制定して公正証書や任意後見などを求めるものにはせず、早期の導入を目指す。
- 3, 今後各課と調整し、パートナーシップ制度登録で使える制度を広げていく旨を明記すること。
- 4, 現時点でも同性カップルが使える施策を、ホームページで公開して利用を促し、パートナーシップ制度を使わない人にも配慮すること。
- 5, パートナーシップ制度を利用しやすくするため、性的マイノリティへの公的な施策を充実させること。

他の政令市など大きな都市に比べて制度導入が大きく遅れ、市民からの信頼を損なっていたことに留意してください。来年度はじめに制度を施行し、その後できることを徐々に広げていけるように、速やかに施行し、その後長く時間をかけて浸透していくように、それができるように仙台市の全部局が動くことを前提にすべきです。一度の打ち上げ花火になって、その後制度を充実させる動きがなくなることはあってはなりません。

当事者が求めているのは、制度があるということそのもの、仙台市が性的マイノリティの存在を想定して市民としてあたりまえに大事にしているということではないかと思います。制度があっても利用できないカップルが多くいます。カミングアウトできる一部の人が使える設計ではなく、パートナーシップ登録しなくても「今でもこれができる」と多くの人に知ってもらうことが大事です。パートナーシップ制度を使うということは、社会的な存在になっていくという決意が求められます。カミングアウトを強いることなく、自分たちのタイミングで登録を選択していけるものとしなければならないと考えます。

「パートナーシップ制度を作りました。こういうことができるから、どうぞ登録してください」というような、特別扱いしているかのような姿勢であってはなりません。市民として当たり前利用できるはずのことが妨げられている。それを是正するための制度であることを忘れないで欲しいと考えます。「これまで行政が想定しておらず不便を強いてきたことを取り戻すべく、長い時間取り組み続けていきます。制度がお仕着せにならないように、当事者はじめ市民のみなさんに協力してもらえよう、信頼を回復できるよう行動します」というような姿勢を示していただきたいと思います。

追記：婚姻関係にある場合の権利を欠いている場合の代替措置であるという原則で、速やかに制度設計することが重要であるかと思えます。一部団体が提言しているような3名以上の関係についても証明するなど、より広い家族のあり方を承認する制度については、別途議論すべきものであると考えます。